



一宮町環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 16 日

一宮町長

馬淵 昌也



一宮町規則第 11 号

一宮町環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

一宮町環境保全条例施行規則（平成18年一宮町規則第5号）の一部を次のように改正する。

第17条に次の2号を加える。

- (7) 旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業をいう。）
- (8) 住宅宿泊事業（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業をいう。）

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。